

証券コード 7939
2025年6月4日

株 主 各 位

広島市安佐北区上深川町448番地

株式会社 **研 創**

代表取締役社長 林 大 一 郎

第54期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第54期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト <https://www.kensoh.co.jp>】



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「決算報告・株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「研創」または「コード」に当社証券コード「7939」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができまので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月25日（水曜日）午後5時30分（営業時間終了時）までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2025年6月26日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 広島市安佐北区上深川町448番地
当社 本社 会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | 第54期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告
および計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第4号議案 | | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の決定
の件 |
| 第6号議案 | | 監査等委員である取締役の報酬額の決定の件 |
| 第7号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限
付株式の付与に関する報酬額等および内容の決定の件 |
| | | 以 上 |

~~~~~

**本招集ご通知に関する事項**

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述のインターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

## 議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### ■ 株主総会へ出席の場合

---



当日ご出席の場合は、お手数ながら議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。  
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

**2025年 6 月26日（木）**  
**午前10時**

### ■ 書面（郵送）による議決権行使の場合

---



書面（郵送）により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。  
議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

**2025年 6 月25日（水）**  
**午後 5 時30分到着分まで**

# 事業報告

( 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで )

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）における国内経済は、海外経済の緩やかな成長を背景に、緩和的な金融環境のもとで緩やかに回復しております。企業による設備投資も、収益改善を背景として緩やかな増加傾向にあります。当社の経営成績に影響を及ぼす建築業界の動向は、全国的な都市再開発が継続しており、堅調に推移しております。しかし、資材や賃金上昇による建築費の高騰、建設業界における人材不足等の影響により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経済状況のもと、当社は中期経営計画（2022年度-2026年度）3年目にあたり、①生産工程の機械化・自動化 ②製品品質の向上 ③収益基盤の再構築 ④経営の効率化 ⑤人材育成 といった重点推進課題を掲げ、課題解決に向けた取り組みを推進しました。

これらの結果、当事業年度の売上高は58億68百万円（前年同期比0.3%減）、営業利益は2億64百万円（前年同期比1.8%増）、経常利益は2億57百万円（前年同期比0.0%増）、当期純利益は1億75百万円（前年同期比4.8%減）となりました。

なお、当社が手がけるサイン製品の需要は下半期に偏る一方で、固定費はほぼ恒常的に発生するため、当社は利益が下半期に偏るなど経営成績に季節的な変動があります。

また、当社はサイン製品事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの経営成績については記載を省略しております。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度は、より効率的な生産体制を構築するため、サイン製品の製造設備を中心に総額99百万円の設備投資を実施しました。

## (3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達と手元資金の流動性確保のため、複数の金融機関と当座貸越契約を締結しており、当事業年度末における極度額は22億円で、借入実行残高は5億50百万円であります。

## (4) 財産および損益の状況の推移

| 区 分                 | 第 51 期<br>(2022年3月期) | 第 52 期<br>(2023年3月期) | 第 53 期<br>(2024年3月期) | 第 54 期<br>(2025年3月期) |
|---------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 売 上 高 (百万円)         | 5,401                | 6,020                | 5,888                | 5,868                |
| 経 常 利 益 (百万円)       | 295                  | 310                  | 256                  | 257                  |
| 当 期 純 利 益 (百万円)     | 186                  | 252                  | 183                  | 175                  |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 | 49円87銭               | 67円27銭               | 48円82銭               | 46円31銭               |
| 総 資 産 (百万円)         | 5,717                | 6,062                | 5,762                | 5,554                |
| 純 資 産 (百万円)         | 2,808                | 3,012                | 3,147                | 3,266                |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額   | 750円57銭              | 801円46銭              | 834円63銭              | 863円55銭              |

## (5) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

## (6) 対処すべき課題

当社業績に影響を及ぼす建築業界動向は、全国的な都市再開発案件等が確認できるなど、需要は依然として旺盛であると思われます。

一方で、海外の経済・物価動向、資源価格の動向、金融・為替市場の動向、地政学的リスクの動向などにより、依然として先行きの不確実性が高い状況が続くものと思われます。

また、2025年4月14日に当社ウェブサイト上で公表しました、当社システムへの不正アクセスおよび当社従業員情報等の情報流出の件につきましては、判明から現在に至るまで事業活動に対する影響はなく、当社は通常通りの業務を行っております。しかしながら、当社はこのたびの事態を真摯に受け止め、今後はより一層の管理体制の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上のことから、次期は2022年5月に発表いたしました「中期経営計画（2022年度-2026年度）」で掲げた課題に加えて、情報セキュリティの強化を最優先課題として、次の重点推進課題に取り組んでまいります。

- ①情報セキュリティ体制再構築
- ②生産工程の機械化・自動化
- ③製品品質の向上
- ④収益基盤の再構築
- ⑤経営の効率化
- ⑥人材育成

## (7) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社は、金属（ステンレススチール、アルミ等）を主な素材とした建築物の内外に用いるサイン製品の製造・販売を主たる事業としております。

(8) 主要な営業所および工場（2025年3月31日現在）

| 名 称                           | 所 在 地         |
|-------------------------------|---------------|
| 本 社（研 創 ファ ク ト リ ー パ ー ク）     | 広 島 市 安 佐 北 区 |
| 仙 台 営 業 所                     | 仙 台 市 宮 城 野 区 |
| 東 京 営 業 所                     | 東 京 都 渋 谷 区   |
| 名 古 屋 営 業 所                   | 名 古 屋 市 千 種 区 |
| 大 阪 営 業 所                     | 大 阪 市 淀 川 区   |
| 本 社 工 場（研 創 ファ ク ト リ ー パ ー ク） | 広 島 市 安 佐 北 区 |
| 中 深 川 工 場                     | 広 島 市 安 佐 北 区 |

9) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

| 使 用 人 数   | 前 事 業 年 度 末 比 増 減 数 |
|-----------|---------------------|
| 258名（87名） | 2名減（13名増）           |

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇入者数（嘱託社員、常用パート、人材会社からの派遣社員およびアルバイトを含む。）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で表示しております。

(10) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

| 借 入 先                       | 借 入 額 |
|-----------------------------|-------|
|                             | 百万円   |
| 株 式 会 社 広 島 銀 行             | 546   |
| 広 島 信 用 金 庫                 | 298   |
| 広 島 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会 | 212   |

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 株式の状況（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 4,022,774株（自己株式239,781株を含む）  
 (3) 株主数 7,442名  
 (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                       | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|-----------------------------|-------|---------|
|                             | 千株    | %       |
| 株 式 会 社 研 創 エ ン タ ー プ ラ イ ズ | 780   | 20.6    |
| 研 創 親 和 会                   | 218   | 5.7     |
| 研 創 社 員 持 株 会               | 189   | 5.0     |
| 肥 田 亘                       | 150   | 3.9     |
| 茅 島 宗 幸                     | 108   | 2.8     |
| 株 式 会 社 ゲ イ ビ               | 100   | 2.6     |
| 林 航 司                       | 97    | 2.5     |
| 林 大 一 郎                     | 86    | 2.2     |
| 林 誠 二                       | 79    | 2.1     |
| 中 島 産 業 株 式 会 社             | 64    | 1.6     |

（注）1. 当社は自己株式を239,781株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 表示桁未満の数値は切り捨てて表示しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

|               | 株 式 数   | 交付対象者数 |
|---------------|---------|--------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 11,424株 | 4名     |

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「3. (3) 取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

### (6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社役員の状況

#### (1) 取締役および監査役の状況（2025年3月31日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                            |
|-----------|---------|------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 林 大 一 郎 | 株式会社研創エンタープライズ 代表取締役社長                   |
| 取 締 役     | 林 誠 二   | 株式会社研創エンタープライズ 取締役副社長                    |
| 取 締 役     | 松 村 浩 二 | 製造部長                                     |
| 取 締 役     | 浦 上 忠 久 | 経営管理部長                                   |
| 取 締 役     | 村 上 賢 一 | 村上賢一法律事務所 所長                             |
| 常 勤 監 査 役 | 大 木 正   |                                          |
| 監 査 役     | 田 中 博 隆 |                                          |
| 監 査 役     | 篠 原 敦 子 | 株式会社合同総研 代表取締役社長<br>GO&DO篠原税理士法人 代表社員税理士 |

- (注) 1. 取締役村上賢一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役田中博隆氏および篠原敦子氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役大木 正氏、監査役田中博隆氏および篠原敦子氏は、以下のとおり財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役大木 正氏は、金融機関の経営経験者であります。
  - ・監査役田中博隆氏は、金融機関の支店長経験者であります。
  - ・監査役篠原敦子氏は、税理士の資格を有しております。
4. 当社は取締役村上賢一氏、監査役田中博隆氏および篠原敦子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および訴訟費用（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）が填補されることとなります。

## (3) 取締役および監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年12月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について経営諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、経営諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

#### a. 役員報酬の基本方針

##### (a) 優秀な人材を確保するための適正な報酬制度であること

優秀な人材の獲得・保持が可能となる報酬体系および報酬水準を確保し、事業規模に応じて適正であること。

##### (b) 企業価値・株主価値向上を重視した報酬制度であること

業績連動性が高く、中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した報酬制度および報酬構成であること。

##### (c) 公平・公正な報酬制度であること

恣意性を排除し、職責と成果に基づく公平・公正な報酬制度であること。

b. 役員報酬決定に至るプロセス

- (a) 「役員報酬に関する決定方針」は、取締役会の決議により決定します。
- (b) 個々の取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内においてその具体的金額は代表取締役社長（以下、「社長」という。）へ一任する決議を得られた場合、決定方法の透明性・客観性を確保するため、次のように決定します。

社長は、事業規模、経営実績、社会情勢等を勘案し、個々の取締役の常勤・非常勤、担当役割、職位、職責、個人別評価等を考慮した報酬等の原案を作成します。経営諮問委員会は、作成された原案の妥当性について審議した結果を答申し、社長は答申の内容を考慮したうえで具体的金額を最終決定します。

- (c) 監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤・非常勤、業務区分等の状況を考慮し、監査役の協議によって決定します。

c. 報酬の種類

(a) 基本報酬

内容は月例固定金銭報酬、対象は全役員、支給回数は年12回、位置づけは基本報酬とします。

(b) 業績連動報酬

内容は事前確定届出による業績連動金銭報酬、対象は業務執行取締役（社外取締役を除く）、支給回数は年1回、位置づけは短期的企業業績に応じたインセンティブ報酬とします。

(c) 譲渡制限付株式報酬

内容は月例固定金銭報酬に応じた譲渡制限付自社株式を活用した非金銭報酬、対象は業務執行取締役（社外取締役を除く）、支給回数は年1回、位置づけは中長期的企業価値に応じたインセンティブ報酬とします。

ただし、業績連動・譲渡制限付株式報酬は、法人税法第34条第1項第3号に定める「業務執行取締役」を対象とし、「業務執行取締役」以外の役員は、経営に対する独立性・客観性を保つ観点から支給対象としません。また、業績連動報酬の支給時期は、定時株主総会開催日の翌日とします。

## ② 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分              | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|------------------|-----------------|------------------|-------------|------------|-----------------------|
|                  |                 | 基本報酬             | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 82<br>(2)       | 75<br>(2)        | 1<br>(-)    | 6<br>(-)   | 5<br>(1)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 11<br>(2)       | 11<br>(2)        | -<br>(-)    | -<br>(-)   | 4<br>(3)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)  | 93<br>(5)       | 86<br>(5)        | 1<br>(-)    | 6<br>(-)   | 9<br>(4)              |

(注) 1. 上表には、2024年6月26日開催の第53期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名(うち社外監査役1名)を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 業績連動報酬等に係る業績指標は業績連動報酬を除いた営業利益であり、その実績は2億65百万円であります。当該指標を選択した理由は、業績向上に対する取締役の意識を高めるためであります。当社の業績連動報酬は、各取締役の基準額をもとに、当該事業年度の営業利益水準に応じて算出しております。

4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

5. 取締役の報酬額は、1990年6月28日開催の第19期定時株主総会において年額1億80百万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名であります。

なお、上記報酬限度額の範囲内にて、2021年6月29日開催の第50期定時株主総会において、株式報酬の額として年額15百万円以内、株式数の上限を年18,000株以内(社外取締役は付与対象外)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は、5名であります。

6. 監査役の報酬額は、1998年6月26日開催の第27期定時株主総会において年額25百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

7. 業績連動報酬等の額には、当事業年度に役員賞与として未払金に計上した次の金額を含んでおります。

・取締役2名 1百万円

8. 取締役会は、代表取締役社長林 大一郎氏に対し、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で個々の取締役の報酬等の具体的な内容の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の担当役割や職責の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に経営諮問委員会がその妥当性等について確認しております。

#### (4) 社外役員等に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役村上賢一氏は、村上賢一法律事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役篠原敦子氏は、株式会社合同総研の代表取締役社長およびG O & D O 篠原税理士法人の代表社員税理士であります。当社は、同社グループに税務申告・労働保険事務等の業務を委託しておりますが、その年間取引額および当社売上高に占める割合は僅少であります。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

| 地 位 ・ 氏 名     | 出席状況、発言状況および<br>期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                 |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 村 上 賢 一 | 当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、助言を行っております。また、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。                          |
| 監 査 役 田 中 博 隆 | 当事業年度に開催された取締役会13回および監査役会8回のすべてに出席いたしました。取締役会および監査役会において、主に財務および会計に関する知見から、適宜発言を行っております。                                            |
| 監 査 役 篠 原 敦 子 | 2024年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会8回のすべておよび監査役会5回のうち4回に出席いたしました。取締役会および監査役会において、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識、税理士として培われた高度な専門的知見から、適宜発言を行っております。 |

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

暁和監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

| 区 分                            | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 15百万円     |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 15百万円     |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要および運用状況は以下のとおりであります。

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令・定款および株主総会決議に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督します。
- ② 取締役は、法令・定款・取締役会決議および社内規程に従い、職務を執行します。
- ③ 取締役は、職務執行状況について法令・定款および監査役会規程に基づき、監査役の監査を受けます。

#### (運用状況)

当事業年度における取締役会は13回開催され、経営に関する重要事項を決定しております。各取締役は法令・定款・取締役会決議および社内規程に従って職務を執行しており、その執行状況は監査役による監査を受けております。

### (2) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 使用人は、法令遵守を当然のこととして、社会の構成員として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動します。
- ② 使用人は、業務の運営については社内規程に基づき、業務の執行を行います。
- ③ 定期的に内部監査を行い、法令および社内規程に基づいた業務執行が行われているかを監査し、監査結果は代表取締役社長・取締役会・監査役会に報告します。

#### (運用状況)

使用人の業務運営は、法令および「コンプライアンス規程」等の社内規程に基づいて行われております。またその状況は、内部監査によってモニタリングされ、監査結果は代表取締役社長・取締役会・監査役会に報告されております。

### (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 情報の保存は、法令および社内規程に基づき、文書等の保存を行います。

- ② 情報の管理は、法令および社内規程に基づき、対応します。

(運用状況)

情報の保存・管理は、法令および「文書管理規程」等の社内規程に基づいて行われております。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役および使用人は、事業活動により生じる様々なリスクを認識し、防止対策を予め講じることでリスクを低減させる活動を実行します。
- ② リスク管理体制については、取締役会やマネジメントレビュー等の重要会議においてリスクの可能性およびその対策について報告し、議論を行ったうえで対応することとします。
- ③ 法令および社内規程遵守を目的とした「コンプライアンス報告書」を各部署から毎月提出させ、必要に応じて関連部署ならびに顧問弁護士を交えて対応を検討します。

(運用状況)

毎月開催されるマネジメントレビューにおいてリスク情報が報告され、必要に応じた対応に関する議論が行われております。また、法令および「コンプライアンス規程」等の社内規程に基づいて社内におけるリスク情報収集活動も毎月行われ、必要に応じて関連部署ならびに顧問弁護士を交えた対応が検討されております。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 必要に応じて取締役会を開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行の監督等を行います。
- ② マネジメントレビューを毎月開催し、取締役・監査役・各部門長・内部監査責任者等を構成員として事業活動の進捗確認と次月以降の活動方針の検討・確認、各部門の抱える課題解決等を行います。

(運用状況)

当事業年度における取締役会は13回開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

またマネジメントレビューは毎月開催され、事業活動の進捗状況と次月以降の活動方針を確認し、経営課題に関する議論がなされております。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役に必要がある場合は、代表取締役社長と監査役が協議のうえで、

使用人を置くことができることとします。

- ② 当該使用人が、監査役の職務を補助する期間は、その指示命令権は監査役に委譲されたものとします。
- ③ 当該期間の当該使用人の評価および期間終了後の人事異動および懲戒は、監査役会の意見を聴取します。

(運用状況)

上記は「監査役会規程」に規定されておりますが、監査役を補佐する専従スタッフは、現在、配置しておりません。

(7) 取締役および使用人が監査役へ報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役へ報告します。
- ② 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを監査役へ報告した通報者は、定めによって不利益な取り扱いを受けないことが確保されます。
- ③ 監査役は「監査役会規程」等の定めによって、取締役会やマネジメントレビュー等重要会議に出席し、業務執行に関する文書等を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めるなどができることとします。

(運用状況)

監査役は、取締役会やマネジメントレビュー等の重要会議に出席し、また、業務執行に関する文書等を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めています。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役・各取締役・会計監査人・内部監査責任者等と定期的に情報交換を行うことにより、監査の実効性を確保します。
- ② 監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理等に関する方針は、監査役が必要と認めた場合はそれに従う体制とします。

(運用状況)

監査役は、代表取締役・各取締役・会計監査人・内部監査責任者等と定期的に情報交換を行い、監査の実効性を確保しております。

# 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目            | 金 額       | 科 目                     | 金 額       |
|----------------|-----------|-------------------------|-----------|
| (資 産 の 部)      |           | (負 債 の 部)               |           |
| 流 動 資 産        | 2,665,122 | 流 動 負 債                 | 1,776,650 |
| 現 金 及 び 預 金    | 575,439   | 買 掛 金                   | 306,587   |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | 1,290,428 | 短 期 借 入 金               | 550,000   |
| 電 子 記 録 債 権    | 358,570   | 一年内返済予定の長期借入金           | 506,262   |
| 商 品 及 び 製 品    | 43,794    | 未 払 金                   | 134,756   |
| 仕 掛 品          | 122,155   | 未 払 費 用                 | 72,132    |
| 原材料及び貯蔵品       | 249,805   | 未 払 法 人 税 等             | 63,286    |
| 前 払 費 用        | 6,076     | 預 り 金                   | 8,261     |
| そ の 他          | 20,518    | 賞 与 引 当 金               | 73,173    |
| 貸 倒 引 当 金      | △1,666    | そ の 他                   | 62,190    |
| 固 定 資 産        | 2,889,495 | 固 定 負 債                 | 511,128   |
| 有 形 固 定 資 産    | 2,552,627 | 長 期 借 入 金               | 341,394   |
| 建 物            | 612,884   | 退 職 給 付 引 当 金           | 163,607   |
| 構 築 物          | 50,474    | 役員退職慰労引当金               | 4,350     |
| 機 械 及 び 装 置    | 114,522   | 資 産 除 去 債 務             | 1,776     |
| 車 両 運 搬 具      | 248       |                         |           |
| 工具、器具及び備品      | 19,054    | 負 債 合 計                 | 2,287,779 |
| 土 地            | 1,680,159 | (純 資 産 の 部)             |           |
| 建 設 仮 勘 定      | 75,285    | 株 主 資 本                 | 3,251,581 |
| 無 形 固 定 資 産    | 47,842    | 資 本 金                   | 664,740   |
| ソ フ ト ウ ェ ア    | 41,193    | 資 本 剰 余 金               | 270,767   |
| 電 話 加 入 権      | 6,649     | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 270,767   |
| 投資その他の資産       | 289,025   | 利 益 剰 余 金               | 2,401,928 |
| 投 資 有 価 証 券    | 28,079    | 利 益 準 備 金               | 62,980    |
| 出 資 金          | 285       | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 2,338,948 |
| 長 期 貸 付 金      | 3,401     | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 2,338,948 |
| 破 産 更 生 債 権 等  | 1,096     | 自 己 株 式                 | △85,854   |
| 繰 延 税 金 資 産    | 105,809   | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 15,256    |
| そ の 他          | 151,449   | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 15,256    |
| 貸 倒 引 当 金      | △1,096    | 純 資 産 合 計               | 3,266,838 |
| 資 産 合 計        | 5,554,617 | 負 債 純 資 産 合 計           | 5,554,617 |

(注) 記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額    |           |
|-------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                   |        | 5,868,794 |
| 売 上 原 価                 |        | 4,131,517 |
| 売 上 総 利 益               |        | 1,737,276 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 1,473,222 |
| 営 業 利 益                 |        | 264,054   |
| 営 業 外 収 益               |        |           |
| 受 取 利 息                 | 254    |           |
| 受 取 配 当 金               | 1,139  |           |
| 受 取 地 代 家 賃             | 1,746  |           |
| 助 成 金 収 入               | 545    |           |
| 受 取 手 数 料               | 794    |           |
| そ の 他                   | 1,068  | 5,548     |
| 営 業 外 費 用               |        |           |
| 支 払 利 息                 | 5,918  |           |
| 債 権 保 全 利 息             | 5,953  |           |
| そ の 他                   | 672    | 12,543    |
| 経 常 利 益                 |        | 257,058   |
| 特 別 利 益                 |        |           |
| 受 取 保 険 金               | 5,464  |           |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 672    | 6,136     |
| 特 別 損 失                 |        |           |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 0      |           |
| 情 報 セ キ ュ リ テ ィ 対 策 費   | 4,967  | 4,967     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 258,227   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 91,446 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △8,247 | 83,198    |
| 当 期 純 利 益               |        | 175,029   |

(注) 記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで )

(単位：千円)

|                                                 | 株 主 資 本 |              |              |           |                             |              |
|-------------------------------------------------|---------|--------------|--------------|-----------|-----------------------------|--------------|
|                                                 | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金    |              | 利 益 剰 余 金 |                             |              |
|                                                 |         | その他資本<br>剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合 計 |
| 当 期 首 残 高                                       | 664,740 | 268,757      | 268,757      | 56,946    | 2,230,298                   | 2,287,244    |
| 当 期 変 動 額                                       |         |              |              |           |                             |              |
| 利 益 準 備 金 の 積 立                                 |         |              |              | 6,034     | △6,034                      | —            |
| 剰 余 金 の 配 当                                     |         |              |              |           | △60,345                     | △60,345      |
| 当 期 純 利 益                                       |         |              |              |           | 175,029                     | 175,029      |
| 自 己 株 式 の 処 分                                   |         | 2,009        | 2,009        |           |                             |              |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の<br>当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純額) |         |              |              |           |                             |              |
| 当 期 変 動 額 合 計                                   | —       | 2,009        | 2,009        | 6,034     | 108,649                     | 114,684      |
| 当 期 末 残 高                                       | 664,740 | 270,767      | 270,767      | 62,980    | 2,338,948                   | 2,401,928    |

|                                                 | 株主資本    |             | 評価・換算差額等         |                | 純資産<br>合 計 |
|-------------------------------------------------|---------|-------------|------------------|----------------|------------|
|                                                 | 自己株式    | 株主資本<br>合 計 | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |            |
| 当 期 首 残 高                                       | △89,945 | 3,130,797   | 17,083           | 17,083         | 3,147,880  |
| 当 期 変 動 額                                       |         |             |                  |                |            |
| 利 益 準 備 金 の 積 立                                 |         | —           |                  |                | —          |
| 剰 余 金 の 配 当                                     |         | △60,345     |                  |                | △60,345    |
| 当 期 純 利 益                                       |         | 175,029     |                  |                | 175,029    |
| 自 己 株 式 の 処 分                                   | 4,090   | 6,100       |                  |                | 6,100      |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の<br>当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純額) |         |             | △1,826           | △1,826         | △1,826     |
| 当 期 変 動 額 合 計                                   | 4,090   | 120,784     | △1,826           | △1,826         | 118,957    |
| 当 期 末 残 高                                       | △85,854 | 3,251,581   | 15,256           | 15,256         | 3,266,838  |

(注) 記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準および評価方法

##### ① 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等  
以外のもの  
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産の評価基準および評価方法

- ・ 製品、仕掛品  
個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・ 原材料  
総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・ 貯蔵品  
最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

##### ② 少額減価償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却を行っております。

##### ③ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

事業年度末日現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。退職給付引当金および退職給付費用の計算については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④ 役員退職慰労引当金

当社は、2010年6月29日開催の定時株主総会において、本制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を打切り支給することとし、その支給の時期は各取締役および各監査役の退任時とし、具体的金額・方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれ一任することを決議いたしました。このため、当該支給見込については引き続き役員退職慰労引当金として計上しております。

(4) 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する時点）は以下のとおりであります。

当社はサイン製品の製造・販売を主たる事業としており、顧客との契約に基づいて製品を引き渡す義務を負っております。

製品の販売には、顧客との契約に基づく当該製品の引き渡しと、それに付随する製品保証の提供が含まれており、製品の引き渡しと製品保証の提供をそれぞれ独立した履行義務として識別しております。製品の引き渡しに伴う収益は、製品を顧客の指定する現場へ納品した時点で履行義務が充足するものと判断しておりますが、出荷してから納品されるまでの期間が概ね1～3日以内であることを踏まえ、当社の工場や外注先から出荷した時点で収益を認識しております。当該取引については、顧客との契約に基づき約束された対価から値引き、リベート等を控除した金額で表示しております。対価については、履行義務の充足時点から概ね4か月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

製品保証については、顧客への製品保証の提供を通じて履行義務を充足することから、一定期間にわたり作業の提供に応じて収益を認識しております。

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、過去の実績等を見積もって算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分をしております。

(5) その他の計算書類作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 3. 収益認識に関する注記

### (1) 収益の分解

当社は、サイン製品事業を営んでおり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

| 科 目           | 金額 (千円)   |
|---------------|-----------|
| 製品売上 (建築関係)   | 5,603,854 |
| 製品売上 (その他)    | 150,545   |
| 材料売上          | 114,394   |
| 顧客との契約から生じる収益 | 5,868,794 |
| その他の収益        | —         |
| 外部顧客への売上高     | 5,868,794 |

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当事業年度および翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約負債の残高

| 期首残高 (千円) | 期末残高 (千円) |
|-----------|-----------|
| 9,486     | 10,306    |

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

| 期 間  | 当事業年度 (千円) |
|------|------------|
| 1年以内 | 10,046     |
| 1年超  | 259        |

## 4. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 5. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産

105,809千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性の判断にあたっては、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に基づいて企業の分類を行い、繰延税金資産は、将来の課税所得見込額、事業年度末における将来減算一時差異のスケジューリング等を考慮して、将来減算一時差異が解消されるときに課税所得を減少させ、税金負担額を軽減することができると認められる範囲内で計上しております。繰延税金資産は、決算日において国会で成立している税率に基づいて、当該資産が実現される年度に適用されると予想される税率により算定しております。

将来の課税所得については、過去の業績や近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれないかなどを勘案し、将来一定水準の課税所得が生じると見込んでいますが、課税所得が生じる時期および金額は、その時の業績や将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、また、業績の悪化等により企業の分類の変更となった場合は、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産や法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 6. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産および担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

|        |             |
|--------|-------------|
| 建物     | 597,493千円   |
| 構築物    | 47,716千円    |
| 機械及び装置 | 114,522千円   |
| 車両運搬具  | 0千円         |
| 土地     | 1,634,571千円 |
| 計      | 2,394,302千円 |

#### ② 担保に係る債務

|               |           |
|---------------|-----------|
| 短期借入金         | 220,000千円 |
| 一年内返済予定の長期借入金 | 193,450千円 |
| 長期借入金         | 133,050千円 |
| 計             | 546,500千円 |

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額 4,133,817千円

### (3) 圧縮記帳額

補助金の受け入れにより、取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。

|        |          |
|--------|----------|
| 建物     | 25,650千円 |
| 構築物    | 259千円    |
| 機械及び装置 | 39,062千円 |
| 車両運搬具  | 3,199千円  |
| 計      | 68,171千円 |

### (4) 当座貸越契約

運転資金の効率的な調達と手元資金の流動性確保のため、複数の金融機関と当座貸越契約を締結しており、当事業年度における借入未実行残高は次のとおりであります。

|         |             |
|---------|-------------|
| 当座貸越極度額 | 2,200,000千円 |
| 借入実行残高  | 550,000千円   |
| 差引額     | 1,650,000千円 |

### (5) 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、次のとおりであります。

|      |             |
|------|-------------|
| 受取手形 | 145,522千円   |
| 売掛金  | 1,144,906千円 |

### (6) 流動負債の「その他」に含まれる契約負債の金額は、次のとおりであります。

|      |          |
|------|----------|
| 契約負債 | 10,306千円 |
|------|----------|

## 7. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

## 8. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 4,022,774株  | 一株         | 一株         | 4,022,774株 |

### (2) 自己株式の種類および株式数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 251,205株    | 一株         | 11,424株    | 239,781株   |

(注)自己株式数の減少は、譲渡制限付株式報酬の支給によるものであります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

| 決 議                       | 株式の種類 | 配当金の総額   | 1株当たり配当額 | 基 準 日      | 効力発生日      |
|---------------------------|-------|----------|----------|------------|------------|
| 2024年6月26日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 60,345千円 | 16円      | 2024年3月31日 | 2024年6月27日 |

#### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

| 決 議 予 定                   | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額   | 1株当たり<br>配 当 額 | 基 準 日      | 効力発生日      |
|---------------------------|-------|-------|----------|----------------|------------|------------|
| 2025年6月26日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 79,442千円 | 21円            | 2025年3月31日 | 2025年6月27日 |

## 9. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、中期計画・年度予算に照らして必要な資金を主に金融機関からの借入によって調達しております。資金運用については、一時的な余剰資金は流動性の高い預金等の金融資産で運用し、長期運用は業務上の関係を有する企業等の株式で運用しております。また、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権および売掛金ならびに長期貸付金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1か月以内の支払期日であります。

借入金、主に運転資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後3年以内であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### 1) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売業務管理規程および会計規程に従い、営業債権および長期貸付金について、各部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、営業債権につきましては、回収不能の事態に備えて取引信用保険を付保するなどの対策を実施しております。

##### 2) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、金融機関からの借入を行うにあたり、調達コストと金融環境を考慮しながら、固定金利・変動金利を適宜組み合わせ、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### 3) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」のうち現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似していることから注記を省略しております。同様に「電子記録債権」「受取手形、売掛金及び契約資産」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似していることから注記を省略しております。

|             | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-------------|------------------|---------|---------|
| ① 投資有価証券    | 28,079           | 28,079  | —       |
| ② 長期貸付金(*1) | 5,650            | 5,650   | △0      |
| 資産計         | 33,730           | 33,730  | △0      |
| ① 長期借入金(*2) | 847,657          | 846,026 | △1,631  |
| 負債計         | 847,657          | 846,026 | △1,631  |

(\*1)長期貸付金には1年内の返済予定分を含んでおります。

(\*2)長期借入金には1年内の返済予定分を含んでおります。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分                      | 時 価    |       |       |        |
|-------------------------|--------|-------|-------|--------|
|                         | レベル 1  | レベル 2 | レベル 3 | 合計     |
| 投資有価証券<br>その他有価証券<br>株式 | 28,079 | —     | —     | 28,079 |

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分    | 時 価   |         |       |         |
|-------|-------|---------|-------|---------|
|       | レベル 1 | レベル 2   | レベル 3 | 合計      |
| 長期貸付金 | —     | 5,650   | —     | 5,650   |
| 長期借入金 | —     | 846,026 | —     | 846,026 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをプライムレート等を指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定し、その時価をレベル2に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定し、その時価をレベル2に分類しております。

10. 賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいと判断できるため、注記を省略しております。

## 11. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |           |
|--------------|-----------|
| 繰延税金資産       |           |
| 退職給付引当金      | 51,223千円  |
| 役員退職慰労引当金    | 1,365千円   |
| 賞与引当金        | 25,650千円  |
| 未払役員賞与       | 368千円     |
| 未払従業員賞与      | 12,477千円  |
| 未払事業税        | 5,104千円   |
| その他          | 25,863千円  |
| 繰延税金資産小計     | 122,052千円 |
| 評価性引当額       | △10,235千円 |
| 繰延税金資産合計     | 111,817千円 |
| 繰延税金負債       |           |
| その他有価証券評価差額金 | △5,942千円  |
| 資産除去債務       | △65千円     |
| 繰延税金負債合計     | △6,007千円  |
| 差引：繰延税金資産の純額 | 105,809千円 |

### (2) 法人税等の税率変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.5%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.4%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

## 12. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 863円55銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 46円31銭  |

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年 5月16日

株式会社 研 創  
取締役会 御中

昭和監査法人

広島事務所

|         |       |         |
|---------|-------|---------|
| 指 定 社 員 | 公認会計士 | 田 島 崇 充 |
| 業務執行社員  |       |         |
| 指 定 社 員 | 公認会計士 | 松 本 晃 一 |
| 業務執行社員  |       |         |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社研創の2024年4月1日から2025年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第54期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人咲和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

株式会社 研 創 監査役会

|       |     |     |   |
|-------|-----|-----|---|
| 常勤監査役 | 大 木 | 正   | Ⓜ |
| 社外監査役 | 田 中 | 博 隆 | Ⓜ |
| 社外監査役 | 篠 原 | 敦 子 | Ⓜ |

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題と位置付けており、企業価値の向上に必要な資金需要を確保しつつ、継続的・安定的な配当を実施していくことを基本方針とし、配当金額につきましては、純資産配当率（DOE）2.5%を目安に各期の業績や経済情勢を勘案して決定するものとしております。

第54期の期末配当につきましては、当期業績および今後の事業展開を勘案いたしまして、下記のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金21円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は79,442,853円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2025年6月27日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することとしたといたし、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除、取締役の員数の変更、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等を行うものであります。
- (2) 機動的な剰余金の配当等を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を、従来の株主総会の決議に加え取締役会決議により行うことができるよう、変更案第33条（剰余金の配当等の決定機関）および第34条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）、第37条（期末配当および基準日）および第38条（中間配当および基準日）を削除するものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う所要の変更等を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

（下線部分は変更箇所を示しております）

| 現 行 定 款                        | 変 更 案                          |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 第1章 総則                         | 第1章 総則                         |
| 第1条～第3条 （条文省略）                 | 第1条～第3条 （現行どおり）                |
| （機関）                           | （機関）                           |
| 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 | 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 |
| （1）取締役会                        | （1）取締役会                        |
| （2）監査役                         | （2） <u>監査等委員会</u>              |
| （3） <u>監査役会</u>                | （削 除）                          |
| （4） <u>会計監査人</u>               | （3） <u>会計監査人</u>               |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第5条～第6条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式についての権利の制限)</p> <p>第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) ～ (2) (条文省略)</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) (条文省略)</p> <p>第10条～第12条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は<u>3名以上</u>とする。</p> <p>(新 設)</p> | <p>第5条～第6条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>(削 除)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利の制限)</p> <p>第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) ～ (2) (現行どおり)</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>第9条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は<u>7名以内</u>とする。</p> <p><u>2. 当会社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. ～ 3. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任</u>取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の解任)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> | <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. ～ 3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(解任)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> | <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議をもって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議をもって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会<u>の決議をもって定める。</u></p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第29条 <u>当会社の監査役は3名以上とする。</u></p> | <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第26条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において定める。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役会規程)</u></p> <p>第29条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u><br/> 第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br/> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催できる。</u><br/> <u>(監査役の報酬等)</u><br/> 第34条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u><br/> <u>(監査役の責任免除)</u><br/> 第35条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u><br/> 2. <u>当社は会社法第427条第1項の規定に基づき社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> | <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>                                                                                                                                                            |
| <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | <p>第5章 監査等委員会</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u><br/> 第30条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br/> 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>第36条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(期末配当および基準日)</u></p> <p>第37条 当社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</p> <p><u>(中間配当および基準日)</u></p> <p>第38条 当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>第39条 (条文省略)</p> | <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第6章 計算</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第33条 当社は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により会社法第459条第1項各号に掲げる事項を決定することができる。</p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、取締役全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)                                                                                                                                                                    | 略歴、当社における地位および担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                               | 所 有 す る<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 1          | はやし だいいちろう<br>林 大一郎<br>(1986年12月15日)                                                                                                                                                      | 2017年4月 当社入社<br>2017年6月 当社取締役社長室長<br>2018年6月 当社取締役副社長<br>2020年4月 当社代表取締役社長（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>㈱研創エンタープライズ 代表取締役社長 | 86,062株                   |
|            | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>林 大一郎氏は、2017年6月取締役に就任し、2020年4月から代表取締役社長を務め、経営の指揮および監督を適切に行い、トップクラスの金属製サインメーカーとして社会的な役割を果たすべく、企業を牽引しております。今後も経営の指揮を執り、当社が持続的な成長を目指していくことが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。 |                                                                                                                     |                           |
| 2          | まつ むら こう じ<br>松 村 浩 二<br>(1964年12月22日)                                                                                                                                                    | 1983年10月 当社入社<br>2008年4月 当社生産管理部長<br>2009年6月 当社執行役員生産管理部長<br>2013年4月 当社執行役員製造部長<br>2018年6月 当社取締役製造部長（現任）            | 17,670株                   |
|            | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>松村浩二氏は、主に営業および製造部門で豊富な経験を有し、2018年6月に取締役製造部長に就任し、その役割・責務を実効的に果たしております。今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。                         |                                                                                                                     |                           |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                           | 略歴、当社における地位および担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                    | 所 有 す る<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 3          | うら がみ ただ ひさ<br>浦 上 忠 久<br>(1965年 8 月 24 日)                                                                                                                            | 1988年 4 月 当社入社<br>2004年 4 月 当社経営企画部長<br>2005年 9 月 当社総務部長<br>2009年 6 月 当社執行役員総務部長<br>2020年 6 月 当社取締役総務部長<br>2023年 4 月 当社取締役経営管理部長<br>(現任) | 15,970株                   |
|            | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>浦上忠久氏は、主に管理部門で豊富な経験を有し、2020年 6 月に取締役総務部長に就任し、その役割・責務を実効的に果たしております。今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。        |                                                                                                                                          |                           |
| 4          | ※<br>しま もと かつ とし<br>島 本 勝 利<br>(1969年12月16日)                                                                                                                          | 1992年 4 月 当社入社<br>2020年 4 月 当社品質保証部長<br>2023年 4 月 当社執行役員品質保証部長<br>(現任)                                                                   | 3,000株                    |
|            | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>島本勝利氏は、主に営業および製造部門での豊富な経験をもとに、2020年 4 月に品質保証部長に就任し、その役割・責務を実効的に果たしております。今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために十分な役割を果たすことができるものと判断し、新たに取締役候補者となりました。 |                                                                                                                                          |                           |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「3. (2)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)                                                                                                                                                                                                                                                   | 略歴、当社における地位および担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                            | 所 有 す る<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 1          | はやし せい じ<br>林 誠 二<br>(1969年4月23日)                                                                                                                                                                                                                                        | 1996年1月 当社入社<br>2007年6月 当社取締役企画担当<br>2011年4月 当社取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>㈱研創エンタープライズ 取締役副社長                       | 79,638株                   |
|            | 【監査等委員である取締役候補者とした理由】<br>林 誠二氏は、主に製造および開発部門での豊富な経験を有し、2007年6月に取締役就任し、その役割・責務を実効的に果たしております。今後は当該実績を活かして、当社の監査等委員である取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者としたしました。                                                                                                         |                                                                                                                  |                           |
| 2          | むら かみ けん いち<br>村 上 賢 一<br>(1957年2月20日)                                                                                                                                                                                                                                   | 1997年4月 弁護士登録、国政法律事務所<br>勤務<br>2002年4月 村上賢一法律事務所 開設<br>(現任)<br>2015年6月 当社社外取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>村上賢一法律事務所 所長 | 一株                        |
|            | 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】<br>村上賢一氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、当該知見を活かして、特にコンプライアンスの観点から、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。<br>また、同氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。 |                                                                                                                  |                           |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                             | 略歴、当社における地位および担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                        | 所 有 す る<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 3          | しの はら あつ こ<br>篠 原 敦 子<br>(1959年3月11日)                                                                                                                                                   | 1985年3月 株式会社合同計理経営センター<br>(現株式会社合同総研) 入社<br>1989年6月 税理士登録<br>2009年4月 株式会社合同総研 代表取締役<br>副社長 就任<br>2011年9月 G O & D O 篠原税理士法人<br>代表社員税理士 就任 (現任)<br>2017年3月 株式会社合同総研 代表取締役<br>社長 就任 (現任)<br>2024年6月 当社社外監査役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社合同総研 代表取締役社長<br>G O & D O 篠原税理士法人 代表社員税理士 | 3,000株                    |
|            | <b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</b><br>篠原敦子氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識、税理士として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したため、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。<br>また、同氏の社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。 |                                                                                                                                                                                                                                                                              |                           |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 村上賢一、篠原敦子の両氏は社外取締役候補者であります。  
 なお、当社は村上賢一、篠原敦子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「3. (2)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

# 【ご参考】取締役のスキルマトリックス

当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力等のバランスを示すため、当社の経営戦略に照らして当社が備えるべきスキルを特定したうえで、各取締役のスキルを一覧化したスキルマトリックスを作成しております。

本総会において、第3号および第4号議案が原案どおりご承認いただいた場合における各取締役のスキルマトリックスは次のとおりであります。

| 氏 名   | 経 験 ・ 専 門 性 |     |     |     |              |              |
|-------|-------------|-----|-----|-----|--------------|--------------|
|       | 企業経営        | 営 業 | 製 造 | 開 発 | 財務会計<br>・ 人事 | 法務・<br>リスク管理 |
| 林 大一郎 | ●           |     | ●   | ●   |              |              |
| 松村 浩二 | ●           | ●   | ●   |     |              |              |
| 浦上 忠久 | ●           |     |     |     | ●            | ●            |
| 島本 勝利 |             | ●   | ●   |     |              |              |
| 林 誠二  | ●           |     | ●   | ●   |              |              |
| 村上 賢一 |             |     |     |     |              | ●            |
| 篠原 敦子 | ●           |     |     |     | ●            |              |

(注) 上記一覧表は、各取締役が有する全ての経験と専門性を表すものではありません。

**第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、1990年6月28日開催の第19期定時株主総会において年額1億80百万円以内とご承認いただいておりますが、監査等委員会設置会社へ移行することから、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額1億80百万円以内とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。取締役の報酬額には役員賞与相当額を含むものといたします。また、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものといたします。

また、当社は取締役会において取締役の報酬の決定方針を決議しており、その概要は事業報告「3. (3) ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであり、本議案をご承認いただいた場合には、本総会終結後の取締役会において、その対象を「取締役」から「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」と変更することを予定しておりますが、本議案に係る報酬等の額は、当該方針に沿うものであり相当であると判断しております。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認された場合、対象取締役は4名となります。

また、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額の決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行することから、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬額を年額25百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に係る報酬額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等および内容の決定の件

当社は、当社取締役（社外取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2021年6月29日開催の第50期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度につきご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、同制度に係る報酬枠を廃止し、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の決定の件」にてご承認をお願いしている報酬限度額の範囲内で、新たに、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬枠の設定をお願いするものです。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額15百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認された場合、対象取締役は4名となります。

また、当社は対象取締役に對して、譲渡制限付株式の募集事項の決議日において当社の取締役であることを条件に、当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を支給します。対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年18,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）

を締結するものとします（本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」という。）。

上記のとおり、本株式の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における当社の普通株式の終値とすることから、対象取締役に特に有利な金額とはならないものであり、また、希釈化率も軽微であることから、本株式の付与は対象取締役の報酬として相当なものであると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は事業報告「3. (3) ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりですが、本総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、本議案につきましても実質的な変更はありません。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本株式の払込期日（以下「本払込期日」という。）から当社の取締役の地位から退任した時点まで（以下「本譲渡制限期間」という。）の間、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が、本譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本株式の全部について、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。

(3) 無償取得事由

対象取締役が死亡、任期満了または定年その他正当な理由によらず、当社の取締役の地位から退任することが確定した場合、当社は本株式の全部を無償で取得する。

(4) 死亡、中途退任における取扱い

上記(2)の定めにかかわらず、対象取締役が本払込期日の属する年の定時株主総会の翌日から次期定時株主総会の日までの期間（以下「役務提供期間」という。）の途中で死亡、その他正当な理由により、当社の取締役の地位から退任した場合には、役務提供期間における在任期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、当該退任または退職した時点をもって譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

- 会場 広島市安佐北区上深川町448番地  
当社 本社 会議室  
電話 082(840)1000
- 交通 JR芸備線「上深川駅」下車 徒歩15分  
JRバス芸芸南線終点「研創前」下車

